

## 12 竜巻等突風による災害に対する支援について

竜巻等による災害は、昨年5月の茨城県、栃木県に続き、本年9月には埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県など関東近県で相次いで発生しており、全国的にも多発する傾向にある。

竜巻の発生メカニズムや発生の予測はいまだ十分に解明されておらず、予防対策を講じることが難しい。また、その被災区域は限られているものの、人的被害のみならず、住家、非住家、その他生産活動に至るまで広範囲にわたる被害となり、被災者の負担は甚大なものとなることから、適切な支援が必要となる。

国においては、こうした状況を理解の上、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 竜巻等の突風被害が多発している状況を踏まえ、被災者生活再建支援法の適用について、被害の実情に沿った柔軟な対応を検討すること。
- 2 竜巻のように甚大な被害をもたらす恐れのある自然現象について、観測体制を強化するとともに、より確度の高い情報の迅速な提供に努めること。
- 3 竜巻の発生メカニズムを解明するため、省庁横断的・学際的な体制で研究を進めるとともに、竜巻被害防止のために必要な予算を確実に確保すること。